

シンポジウム「オオタカ 希少種指定解除の課題」

2014年10月4日

立教大学

プログラム

- 開会 13:00
挨拶・趣旨説明 遠藤 孝一
日本オオタカネットワーク代表・（公財）日本野鳥の会理事
- 第1部 話題提供 13:15～14:40
- 1 オオタカの希少種解除の検討について
環境省 希少種保全推進室長 安田直人
 - 2 指定解除における課題
（公財）日本野鳥の会参与 金井 裕
 - 3 オオタカの生息状況の変遷と現状
環境省 希少種保全推進室長補佐 徳田裕之
- 休憩 14:40～15:00
- 第2部 パネルディスカッションおよび討論 15:00～17:00
- 1 違法な捕獲・飼育の現状と対処
（公財）日本野鳥の会自然保護室 葉山政治
 - 2 生息地保全とアセスメント
（公財）日本自然保護協会保護研究部主任 辻村千尋
日本オオタカネットワーク 今森達也
 - 3 モニタリングと保全状況の評価システム
日本オオタカネットワーク代表 遠藤孝一
 - 4 総合討論
- 閉会挨拶 立教大学教授 上田恵介 17:00

資料一覧

資料1	オオタカの希少種解除の検討について	3
資料2	オオタカの国内希少野生動植物種の指定解除についての パブリックコメントから見える課題	5
資料3	オオタカの生息状況の変遷と現状	7
資料4	違法な捕獲・飼育の現状と対処	12
資料5	オオタカ保護制度のあり方	14
資料6	環境アセスメント調査における問題点	17
資料7	モニタリングと保全状況の評価システム	19
参考資料1	パブリックコメントの結果概要	21
参考資料2	オオタカ保護活動を振り返る	25

質問・意見票

オオタカの希少種解除の検討について

国内希少野生動植物種とは

種の保存法に基づく、「国内希少野生動植物」とは、その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるものをいう。

種の保存法において、「絶滅のおそれ」とは、野生動植物の種について、種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないこと、その種の個体の数が著しく減少しつつあること、その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあること、その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあることその他のその種の存続に支障を来す事情があることをいう。

オオタカに関する種の保存法による規制等

- ・ 捕獲等の禁止
- ・ 譲渡し等の禁止
- ・ 輸出入の禁止
- ・ 陳列又は広告の禁止
- ・ 土地の所有者等の義務
- ・ 助言又は指導

絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略（平成26年4月策定）

【国内希少野生動植物種の解除について】

種の保存法に基づく「希少野生動植物種保存基本方針」に掲げる選定に関する基本的事項に該当しない国内希少野生動植物種については、その指定を解除する。

具体的には、国内希少野生動植物種が、個体数の回復により環境省レッドリストカテゴリーから外れ、ランク外と選定された場合、指定を解除する。また、カテゴリーが準絶滅危惧（NT）へとダウンリストし、次のレッドリストの見直しにおいても絶滅危惧Ⅱ類（VU）以上に選定されない場合、「希少野生動植物種保存基本方針」の規定を踏まえ、解除による種への影響も含めた指定解除についての検討を開始する。その際、特に解除による個体数減少の可能性については、十分な検証に努める。

なお、国内希少野生動植物種から解除した種については、レッドリストの見直し時のカテゴリーの変化を注視する。解除したことにより個体数が減少し、再び環境省レッドリストカテゴリー

リーが上がり絶滅危惧種に選定される場合には、再度指定することを検討する。

指定解除の検討経過

- ・平成 25 年 5 月 15 日 中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会
- ・ 6 月 3 日～7 月 2 日 パブリックコメント実施
- ・ 7 月 17 日 中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会
- ・ 10 月 23 日 「オオタカ問題シンポジウムーオオタカをどうするか」
主催：日本自然保護協会、日本造園学会生態工学研究委員会
- ・平成 26 年 3 月 9 日 「東京オオタカ・シンポジウム」
共催：都市鳥研究会、日本野鳥の会東京、立教大学理学部

パブリックコメント結果概要

意見提出期間：平成 25 年 6 月 3 日（月）～7 月 2 日（火）

意見提出数：75 通

主な意見

- 指定解除のための情報が不十分（49 件）
 - ・全国的な生息状況（地域差）等の把握が必要
 - ・個体数の増加理由の検証が必要
 - ・指定解除後の将来予測が必要
- モニタリングの実施の必要性について（5 件）
- 開発への配慮低下の懸念等（26 件）
- 違法捕獲・違法取引等への懸念等（31 件）
- その他
 - ・種の保存法の指定基準、解除基準、再指定の進め方の明確化
 - ・指定解除後の法的な保護措置についての分析・評価が必要

指定解除した場合の課題への対応の検討

- ・全国的な生息状況等に関する情報収集
- ・捕獲等の規制について
- ・流通の規制について
- ・輸出入の規制について
- ・「猛禽類保護の進め方」における扱い
- ・モニタリングの実施

オオタカの国内希少野生動植物種の指定解除についての

パブリックコメントから見えてくる課題

金井 裕（日本野鳥の会参与）

環境省は、オオタカの国内希少野生動植物種の指定解除の検討を開始するにあたって、パブリックコメントの募集を行った。このパブリックコメントで、解除の検討についての課題が明らかになり、検討項目や必要な資料の収集が行われることになった。

パブリックコメントには、個人 51、団体 24、合計総数 75 件が寄せられ、解除に賛成が 5 件、反対あるいは解除に必要な条件を示したものが 65 件、その他が 5 件という結果であった。

ここで示された課題は、下記の 6 つに分けられる。

課題 1：現在における実際の生息数と変化傾向の分析を行うべき

- ・ 個体数や個体数変動の最新の情報が示されていない。地域ごとも含めて評価すべき。
 - ・ 増加や減少、繁殖への影響要因への分析が行われていない。将来の変化予測も行うべき。
- 生息個体数や繁殖状況、生息環境要因の最新情報

課題 2：違法捕獲や飼育が復活するのではないか

- ・ 違法捕獲・飼育の現況はどうなっているのか
 - ・ 違法捕獲・飼育を助長する要因があるのではないか
 - ・ 解除後の捕獲・飼育の監視・規制はどのようになるのか
- 違法取り締まりの状況を含めて、捕獲・飼育・はく製流通などの実際と将来の予測
鷹狩の人気上昇やタカ・カフェなど新しい業態
解除後に想定される監視・規制内容

課題 3：生息環境の悪化が進むのではないか

- ・ 開発時の生息地保全義務がなくなり、生息環境の悪化が進む
 - ・ 地域の生物多様性保全のキーがなくなる。
- 開発時にオオタカの生息保全が今後も図られるのか
環境アセスメント時（大規模・小規模開発）

環境省は、地域の生物多様性保全上でオオタカが果たしてきた役割をどう評価し、継続させていくのか。

課題 4：モニタリングは実施

- ・解除後、生息状況の悪化がないかモニタリングが必要
 - モニタリングはどのように実施されるのか
 - 誰が、何を調査するか

課題 5：再指定

- ・悪化する状況があった場合、再指定が必要
 - 再指定の手続きはどのようになり、いつ行われるのか
 - レッドリストの検討を待っていては遅い

課題 6：解除検討の在り方

- ・解除の検討開始や検討方法は適切か
- ・レッドリストのランクと指定・解除の関係性はどうか
 - 解除検討の実質的な第一例となるので、今後の手続きの前例となる

同時配布資料 2013 年 7 月 17 日開催中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会審議会資料 2：オオタカの国内希少野生動植物種（種の保存法）からの指定解除の検討に関するパブリックコメントの結果概要

オオタカの生息状況の変遷と現状

これまでの主な推定個体数に関する調査の状況

●昭和 59 年（1984 年） 300～480 羽

- ・日本野鳥の会調査研究部による全国の分布状況のアンケート調査。
- ・繁殖観察記録や生息観察記録から、生息個体数を推定。

●平成 8 年（1996 年） 1000 羽以上

- ・小坂ほか（1996）アンケート調査法によるオオタカの分布と生態
平成 8 年度環境庁委託調査希少野生動植物種生息状況調査報告書
- ・1995 年、1996 年に、日本野鳥の会の全国各地の支部等を対象にアンケートを実施し、把握できた繁殖期におけるオオタカの確認か所数から個体数を推計。

●平成 17 年（2005 年）少なくとも 1824～2240 羽

- ・平成 17 年度オオタカ保護指針策定調査（環境省）
- ・日本オオタカネットワークの会員へのアンケート調査および資料収集により、得られた生息情報から個体数を推計。

●平成 20 年（2008 年） 関東周辺 10 都県で 5818 羽（95%信頼限界：3898～10392）

- ・尾崎ほか（2008）生息環境モデルによるオオタカの営巣数の広域的予測：関東地方とその周辺
- ・関東地方の 88 の 5 kmメッシュでのオオタカのつがい数を調査し、その数をそのメッシュの土地利用から推定する式を作成。その式をもとに関東周辺 10 都県（関東地方 7 都県と山梨・長野・静岡）のオオタカの生息数を推計。

●平成 20 年（2008 年） 5010～8950 羽

- ・平成 19 年度オオタカ保護指針策定調査（環境省）
- ・尾崎ほか（2008）による推計と、工藤ほか（未発表）による北海道の営巣数の推定値を、平成 17 年度調査の各地域の生息確認数に当てはめて推計。
- ・推定値が加わっているのは関東と北海道のみであり、それ以外の地域については、営巣情報のある場所のみの情報であり、発見されていないオオタカの営巣地が当然あるため、実際の個体数はこれよりも多いことになる。

これまでの個体数推定（まとめ）

- ・平成 17 年の環境省調査による推計は確認された場所に基づくもので、最低個体数の推計で、調査を行っていないメッシュの情報が抜けている。

- ・平成 20 年の尾崎ほか（2008）には、「今回の推定値は信頼限界が大きいこと、過大推定かもしれないことを十分に考慮して、保全に利用する必要がある」との記載がある。

平成 26 年度オオタカに関する情報整理等委託業務(委託先:NPO 法人バードリサーチ)

レッドリストの判定にもちいられていない既存情報としては、各地のオオタカ関係者が個人として持っている生息状況についての情報がある。そこで、アンケート調査（平成 15 年から 19 年にかけて行なわれた環境省オオタカ保護指針策定調査でのアンケートに回答があった 64 名の方、オオタカネットワーク会員、バードリサーチ会員、のべ 1700 人余りにアンケートを送付/送信し、バードリサーチのホームページ、Facebook、Twitter を通して協力を呼びかけた）及び文献情報の収集によりそうした知見を収集した。

- ・アンケートの回答状況

122 件の回答が得られた。九州、四国地方からの回答数が少なかったが、オオタカの生息密度が低いために、回答数が少なかったものと思われる。

繁殖個体数や繁殖成績についてのアンケートは、オオタカを調査している人やサシバなどほかの鳥の調査をしている人からの回答が大部分を占め、この属性分布から、アンケートの結果は信頼性があるものと考えられる。

- ・アンケートによるオオタカの繁殖期の状況の変化

繁殖期の生息状況については、1990 年代と現在を比較して増加および変化なしとの回答が大部分を占め、情報の少なかった西日本地域を除けば増加していると考えられた。それに対して 2000 年代との比較では反対に減少しているという情報が全国的に多くなっていた。

繁殖成績については、向上、低下どちらかに偏るような明確な傾向は認められなかった。ただし 2010 年代については繁殖成績が向上しているという情報は少なかった。

- ・アンケートによるオオタカの越冬期の状況の変化

越冬期の生息状況については、繁殖期と同様に 1990 年代と現在を比較して増加および変化なしが大部分を占めた。2000 年代との比較ではやや減少の情報も増えたが、繁殖期のような明確な傾向はなく、その傾向は 2010 年代も同様だった。

- ・文献調査によるオオタカの個体数の動向

県単位で分布調査が行なわれ、オオタカの動向がわかっている地域の文献をバードリサーチの書庫および日本野鳥の会の書庫にある文献から収集した。

※傷病鳥データの集計

今回得られた、新潟県と茨城県における傷病収容数についてまとめた文献によると、新潟県では1971年から1996年にかけて年による波はあるものの収容数が増加していた。茨城県では1996年から収容数が増加し2000年代中盤を境に減少していた。この減少は成鳥よりも幼鳥の数が減っていたことに起因していた。この傷病収容数の変化は、アンケートでの変化を支持していた。

●オオタカが絶滅危惧Ⅱ類（VU）に該当するかの検討

アンケート調査と文献調査をあわせて考えると、オオタカの繁殖数は1990年代から増加し、2000年代をピークに頭打ちか、あるいはその後減少傾向となっており、繁殖成績も近年は低下している可能性が示唆された。越冬期については、繁殖期ほど減少の傾向は強くないが、同様の変動を示していると考えられる。このような近年の生息状況の変化を踏まえて評価した場合、オオタカが絶滅危惧Ⅱ類に該当するののかについて検討した。

VUのカテゴリー判定基準（定量的要件）

A. 次のいずれかの形で個体群の減少が見られる場合。

1. 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、50%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっており、且つ理解されており、且つ明らかに可逆的である。
2. 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、30%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。
3. 今後10年間もしくは3世代のどちらか長期間を通じて、30%以上の減少があると予測される。
4. 過去と未来の両方を含む10年間もしくは3世代のどちらか長い期間において30%以上の減少があると推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。

オオタカは2000年以降は緩やかに減少している可能性はあるが、この定量的要件に当てはまるような急激な減少はしていないと考えられる。

B. 出現範囲が20,000km²未満もしくは生息地面積が2,000km²未満であると推定さ

れ、また次のうち2つ以上の兆候が見られる場合。

1. 生息地が過度に分断されているか、10以下の地点に限定されている。
2. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等について、継続的な減少が予測される。
3. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。

オオタカの分布は北海道から九州までわたっており、この基準は該当しない。

C. 個体群の成熟個体数が10,000未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。

1. 10年間もしくは3世代のどちらか長い期間に10%以上の継続的な減少が推定される。
2. 成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ次のいずれかに該当する。
 - a) 個体群構造が次のいずれかに該当
 - i) 1,000以上の成熟個体を含む下位個体群は存在しない。
 - ii) 1つの下位個体群中にすべての成熟個体が属している。
 - b) 成熟個体数の極度の減少

オオタカの個体数は2008年の環境省の推定では低い側の推定値で5010羽、高い側の推定値で8950羽だった。推定値が加わっているのは関東と北海道のみであり、それ以外の地域については、営巣情報のある場所のみの情報であり、発見されていないオオタカの営巣地が当然あるため、実際の個体数はこれよりも多いことになる。今回の文献収集で三重県のオオタカの繁殖地がわかっている範囲で30か所、大阪は50つがいほどであったが（これも確認数なので、過小評価の値）、2008年の積算で使用された値は三重県は28、大阪は42だった。したがって、5010-8950羽という値よりも、実際の個体数は多いと考えられ、前提条件の成熟個体数が10,000未満も該当するか微妙である。また、該当したとしても、「10%以上の継続的な減少」は該当しないと思われる。

D. 個体群が極めて小さく、成熟個体数が1,000未満と推定されるか、生息地面積あるいは分布地点が極めて限定されている場合。

E. 数量解析により、100年間における絶滅の可能性が10%以上と予測される場合。

これらについては該当しないと思われる。

以上から、生息条件の悪化については今後の変化を注視する必要があるが、最新の情報をもとに検討しても、日本全国を対象とする環境省版のレッドリストとしては絶滅危惧Ⅱ類に該当しないと考えられる。

違法な捕獲・飼育の現状と対処（鳥獣法での対応）

公益財団法人日本野鳥の会
自然保護室 葉山政治

●疑問1 なぜ鳥獣法では、十分な規制ができなかったのか？

背景 1971年代後半、オオタカの密猟が横行し、1983年10月、オオタカ、クマタカ、ハヤブサなど6種（亜種）の猛禽類が、飼養や譲渡、輸出入に関して厳しく制限される「特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律」の「特殊鳥類」に指定され、その後「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に指定され、捕獲、譲渡が禁じられてきた。

●疑問2 現状で、密猟・違法飼育は沈静化したか？

2001年 絶滅が懸念されているオオタカ4羽が千葉県柏市北部の農業男性（51）宅で飼われていることが、4日夜の県自然保護課の立ち入り検査で確認された。

2004年 茨城県警下妻署は18日、オオタカなど約130羽の野鳥を違法に飼育していたとして、鳥獣保護法違反などの疑いで同県石下町の男性（71）方に立ち入り、男性から118羽の引き渡しを受けた。

2004年 国内希少野生動物に指定されているオオタカ、ハヤブサを違法に捕獲、譲渡したとして、愛知県警生活経済課と愛知署などは15日、NPO『吉田流鷹狩協会』役員3人を種の保存法違反容疑で逮捕した。

2006年 絶滅危惧（きぐ）種のオオタカ5羽など希少な野生動物を飼っていたとして、市原署は20日、市原市新堀の瓦職人の男性（62）ら3人を鳥獣保護法と種の保存法違反の疑いで千葉県検に書類送検した。5羽のオオタカは日本産でオス3羽とメス2羽。

2010年 千葉県警環境犯罪課は1日、希少種のオオタカを捕獲したなどとして、種の保存法違反と鳥獣保護法違反（捕獲の禁止など）の疑いで、千葉県佐倉市の農業の男（68）を書類送検した。2008年2月から09年3月にかけて、自宅で仕掛けや網を使ってオオタカ3羽とノスリ2羽を捕獲するなどした疑い。同課によると、以前からハトを飼育しており、ハトを狙って小屋に入り込んだオオタカを捕獲していた

2011年 絶滅が危惧されているオオタカなどを違法に譲り渡したなどとして、愛知県警は岐阜県可児市の46歳の男ら5人の逮捕状を取った。46歳の男は、タカを使って狩りをする「鷹匠」を名乗って活動。「法に触れることではない、保護していただけ」と話していた。また逮捕された5人のうち、中西容疑者と、会社役員川合幹根容疑者（52）は、それぞれの自宅の庭に設置したハト小屋に入り込んできたオオタカを捕獲していたことがわかった。県警はこのハト小屋について、オオタカの捕獲用として使われていた疑いが強いとみて捜査している。

2011年 茨城県内にある鳩小屋では、鳩舎にやってくるオオタカをかなり以前より捕獲しており、環境省や茨城県から再三の注意をうけていた。9月、またまた鳩舎内におとり籠をしかけ、廻り数ヶ所にトラバサミを設置、オオタカの捕獲を試みていた。

2013年 希少種のオオタカやオオワシを飼育したなどとして、警視庁生活環境課は14日、千葉県東金市の鳥獣店経営の男（75）を鳥獣保護法違反（飼養など）と動物愛護法違反容疑で書類送検した。

●疑問3 外国産と偽っての違法飼育はどうする。

インターネットを使った取引で、水面下で横行していないか。

飼育下での繁殖個体の登録？

「オオタカは亜種間で外部形態が類似しているため、日本産亜種が違法捕獲され外国産亜種として取引される可能性があり、……。日本において最も広くペットとして飼育され、日本産亜種と外部形態が類似していると考えられる亜種チョウセンオオタカとの識別に活用することを目的として作成したものである。」

環境省 オオタカ識別マニュアルより抜粋

●その他

・希少鳥獣の指定

希少鳥獣は、法第2条第4項に基づき環境大臣が定めるものであって、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣とし、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すものとする。さらに、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類から外れたものの、保護又は管理手法が確立しておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要がある鳥獣も対象とし、適切な保護又は管理手法が確立した段階で対象種を見直すものとする。

・販売禁止鳥獣 剥製の流通をどう規制するか。

・鳥獣等の輸入等の規制（法26条）の適応について、特定輸入鳥獣の指定は？



大鷹の爪 オオタカの足 猛禽 剥製 クロウ インディアン』はヤフオク!で arucolle2 によって出品され、1 件の入札を集めて 8 月 27 日 15 時 2 分に、¥2,000 で落札されました。
<http://aucview.aucfan.com/yahoo/u68710299/>

オオタカ保護制度のあり方

The State of the Conservation Establishment of *Accipiter gentilis fujiyamae*

辻村 千尋*

Chihiro TSUJIMURA

1. はじめに

2013年6月に環境省により、オオタカの国内希少野生動物種（種の保存法）からの指定解除の検討に関する意見の募集がかけられた。これに対して筆者の所属する日本自然保護協会では、1)「指定種解除の基準」を先に明確化した後で、個々の種の指定解除を実行する必要があること、2)指定解除のための科学的根拠が不足していること、3)指定解除が及ぼす負の影響を考慮するべきであることなどから、現段階での指定解除には反対であることを明記した意見書を提出した。

本稿ではオオタカがどのように保護されてきたのかの経緯と法制度を整理し、その結果日本における自然保護行政に果たされてきた役割を明らかにしたうえで今後の本種の保護の在り方について考察をすることを目的とする。

2. オオタカはどのようにして守られてきたのか

オオタカが指定されている種の保存法は、「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」を目的としている。この目的からも自明の通り、あくまでも種の保存が中心であり、その意図するところは個体（生死を問わず）の捕獲や取引等の規制にある。種が生息する環境の保全に関して同法律では、第3章第2節において、環境大臣が「国内希少野生動物種の保存のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその国内希少野生動物種の保存のため重要と認めるものを、生息地等保護区として指定することができる」と規定され、(1)建築物等の新築、増築、改築(2)宅地造成等の土地の形質の変更(3)鉱物の採掘、土石の採取(4)水面の埋立て、干拓(5)河川、湖沼等の水位、水量の変更(6)木竹の伐採等の行為について環境大臣の許可が必要となっている。しかし、指定されている生息地等保護区は全国で9か所しか存在せず、かつオオタカを対象としたものは存在しない。

これに対して同第3章第1節には、土地の所有者等の義務として、「土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、国内希少野生動物種の保存に留意しなければならない」とあり、かつ「環境大臣は、国内希少野生動物種の保存のため必要があると認めるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる」と規定されている。種の保存法において生息地等保護区の指定が十分でない現状では、多くの指定種の生息地保全は、この条文のみが生息地保全の要となっているといえる。オオタカに関しても同様で、この条文により開発事業者や土地所有者はその保存に留意することを努力目標とすることになり、このことが開発事業に対する自然保護のシンボルとなるオオタカの位置づけの要因の一つともいえるだろう。

環境影響評価法の目的は、「環境の保全について適正な配慮がなされることを確保すること」にある。このため事業により環境への改変がなされる場合、事業に係る環境の保全のための措置の検討とその措置が講じられた場合における環境影響の総合的な評価を実施することが求められる。つまり事業者には、できる範囲という限定ではあるが環境保全のための措置を行う責務がある。また、環境保全措置の技術水準や精度が均質になるよう環境省から技術指針やマニュアル等で、必要な環境保全措置に関する参考例や調査内容が示されている。この環境影響評価法を受け、国土交通省や経済産業省においてもガイドラインが作られており、環境の保全を目的とした法令等に基づき抽出される学術上又は希少性等の観点から重要な種、並びにその生息地、地域の象徴であることなどからの注目すべき生息地について、その状況を調査し、影響を評価しなければならないと規定されている。この場合の環境の保全を目的とした法令等とは、環境基本法、文化財保護法、世界遺産条約、ラムサール条約、種の保存法、自然公園法、保護林制度などが該当する。

また、特に希少猛禽類については環境省から「猛禽類保護の進め方」が公表されており、開発事業との摩擦が依然として危惧され、かつ生息状況や生態について情報が蓄積しつつあるイヌワシ、クマタカ、オオタカの3種を中心に、

* (公財) 日本自然保護協会

各種開発行為に際しての保全措置の検討のための考え方を明らかにしている。これによりオオタカの保全措置は環境影響評価の中で確実に実施することになる。

オオタカについては、自然保護側の立場でもその生息環境から山地や丘陵地の象徴種として位置づけられ、保全の対象として最重要種としてみられて、調査や反対運動のシンボルとして掲げられてきた。このため、多くの開発事業が計画の断念や大幅な変更をせざるを得なくなった。この背景には、種の保存法に規定された生息地の土地所有者及び占有者の責務や環境影響評価法をはじめとする環境関連法案及びマニュアル等の制度が連携して機能したことが考えられる。オオタカの種の保存法の指定種解除を行った場合、環境保全の制度の連携が希薄になり、保全が進まなくなるのではという危惧がある。

3. オオタカのおかれた現状

オオタカは、山地から平地にかけての森林と開放地がモザイク状に存在する環境に広く分布しており、その生態系の健全性を示す象徴種である。しかし、こうした場所は常に人為による改変の危機にさらされやすい。こうした背景が環境アセスの中で保全対象として取り上げられていたことの原因である。

一方で近年では、都市に適応したオオタカの存在が指摘されている。こうした状況も要因の一つとして、オオタカの生息数の予測は増加していると考えられている。今回の環境省による指定解除の検討についても根拠の一つとして生息数の増加が挙げられている。はたしてこの状況はオオタカの絶滅の危機に対して改善した状況といえるのかを本章では考察する。

筆者は2004年に都市近郊でのオオタカを調査する機会を得た。当該地域は大河川及びその支流に囲まれた沖積平野で、河川敷のゴルフ場や国道沿いに点在する大型店舗が存在する典型的な郊外型の地域である。土地利用は住宅地の他、ムギとコメの二毛作の農地及び養鶏場があり、自然堤防地には古くからの集落が立地し屋敷林が点在している(写真-1)。

こうした地域でオオタカは、河川敷のアカマツ林、ゴルフ場に隣接した公園のアカマツ林及び神社林に3ペアの同時繁殖が確認された。いずれの営巣地も本来のオオタカの営巣地と比較して樹林も疎で、適した環境とは考えられなかった(写真-2)。

ここで観察中に筆者はドバトへの採餌行動や、ゴイサギの捕食を確認した(写真-3)。

当該地域では多くのドバトが養鶏場の周辺に集まっており、オオタカが直接捕食行動に出ていることが確認できている。また、支流河川や農地の水路周辺には多くのサギ類やカモ類が集まっていた。ここでは二毛作が行われているため、



写真-1 都市近郊の景観



写真-2 営巣林の一つ ゴルフ場隣接の公園



写真-3 ゴイサギを捕食するオオタカの若鳥

春先の時期には水路に水が流されていることはなく、両生類の生息は確認できなかった。一方で外来種であるアメリカザリガニが高密度で生息しており、これをサギ類が捕食していることが確認できた。また、河川は富栄養な状態であり、魚類の生息状況がよくないものの、水草類は豊富であるためカモ類が集まってくるということが推察できた。このことが上位捕食者であるオオタカの生存基盤となっており、つまり当該地域ではアメリカザリガニやドバトが生態系にとってのキーストーン種になっており、通常の生態系のバランスとは異なる異常な状態であると考えられた(図-1)。

これは、当該地域においてさらなる宅地化や道路拡張などの人為による改変が行われ、キーストーン種の生息環境が失われた際に、劇的に生息環境が変化することが予測でき、決して健全な状況とは言えない。また、郊外型地域で

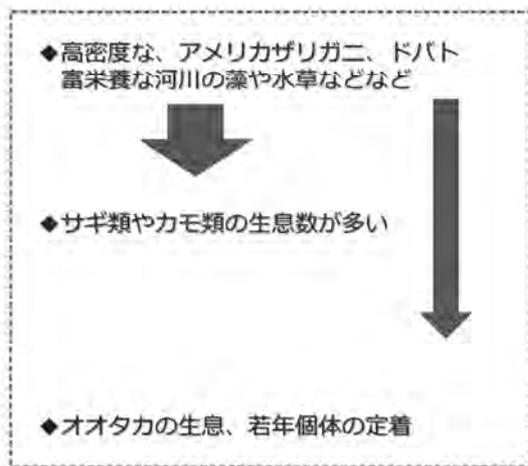


図-1 当該地域の生態系のつながりの概念図

はこうした人為による改変の可能性が非常に高い地域であることも事実であろう。

こうした現状を踏まえると、オオタカの生息数が増えていることが、個体群の健全な維持状況とはいえない可能性が高い。準絶滅危惧種は、「現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては絶滅危惧として上位ランクに移行する要素を有する」ものである。つまり、準絶滅危惧種だからと言って、絶滅の危機から脱したとはいえない。オオタカの生息状況はまさにこの状況であり、かつ剥製や飼育目的の密猟の対象とされるため、捕獲・流通規制を解除した際には、絶滅の危機の状況は悪化することも十分に想定できる。それでも指定解除するのであれば、上位ランクに移行する場合の再指定の手続きの基準の明確化することが先決である。

4. 種の保存法改正による状況の変化

環境省は、2013年6月の衆議院環境委員会における種の保存法改正に関する質疑の中で、2030年までに600種を新規に政令指定種にする目標を表明した。その後、6月4日に改正案は可決・成立し、6月12日に公布された(罰則の強化については、公布から20日後の7月2日から施行)。今後、600種の指定手続き、指定後の保全活動の検討や、指定解除を検討すべき種が増え、そのための業務が大幅に増大することが予想される。現状では、3,597種の絶滅危惧種が存在する中で、政令指定種は現状では約90種しかない。2030年の目標としている600種新規指定した場合でも、保全措置が行き届かない種が多数残される状況は変わらない。新規指定や指定の解除、効果的な保全措置を効率的に進めるためには、指定の優先順位の考え方やより優先度の高い絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略の策定などの重要課題があり、これらを丁寧かつ確実に進めることが先決である。その上で、指定解除の基準や指定解除後の保全措置の拡充などを明確にしていく必要がある。

5. まとめ～オオタカの保護制度のありかた

オオタカはこれまで種の保存法による指定と、それに伴う「猛禽類保護の進め方」の策定などによって、開発行為にともなう環境影響評価の手続きでは、希少性の評価種として取り上げられてきた。このことで、手厚く保護対策が取られてきた側面があり、オオタカが種の保存法の指定種になったことで、生態系の上位種という概念や、生息環境保全という考え方が、開発行為の中に浸透した効果は大きい。愛知万博の開催予定地で、オオタカの保全のために開発側と自然保護側双方が同じテーブルにつき議論を実施、その結果大幅な計画変更によりオオタカの生息環境が守られる結果となったのも、効果の好例であろう。

こうした役割の大きさを考慮した場合、指定が解除され、希少性での評価種として取り上げられることがなくなることで負の影響が懸念される。また本来、平地から低山にかけての生態系の頂点に立つオオタカは、その生態系の健全性を示す象徴種であったが、本稿では近年の都市適応の中で、逆に生態系の異常性を示す事例を紹介した。そのことからオオタカのおかれた現状が、決して絶滅の危機を脱した状況になっているとはいえない状況を指摘した。オオタカの保護制度は、こうした状況を総合的に勘案した上で考えられなければならないだろう。この観点では、オオタカの種の保存法の指定解除は時期尚早と思われる。現状では、環境に関連する法案が相互に連動し、かつ開発事業者側にとっても自然保護側にとっても象徴的な存在として機能している状況を維持し保全をすることが望ましい。

生息数が増加し準絶滅危惧種になっている本種を指定種として維持することが憲法で保障された個人の生命、自由、財産といったものを制約し、罪刑法定主義の原則に反するという指摘もある。これは生物多様性を保全し後世に引き継ぐという公益と私益との整合性をどう考えるかという問題であり、簡単に結論が出されるべきことではない。より広く国民的議論を踏まえて整合性を考えるべきであり、この観点からも指定解除は時期尚早といえるのではないだろうか。

引用文献

- 1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年六月五日法律第七十五号)
- 2) 環境影響評価法(平成九年六月十三日法律第八十一号)
- 3) 技術指針等を定める主務省令(環境影響評価情報支援ネットワークHP, 最終参照2013年12月9日
<http://www.env.go.jp/policy/assess/index.html>)
- 4) 環境省(2012): 猛禽類保護の進め方改訂版
- 5) 衆議院会議録
http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm 最終参照2013年12月9日

環境アセスメント調査における問題点

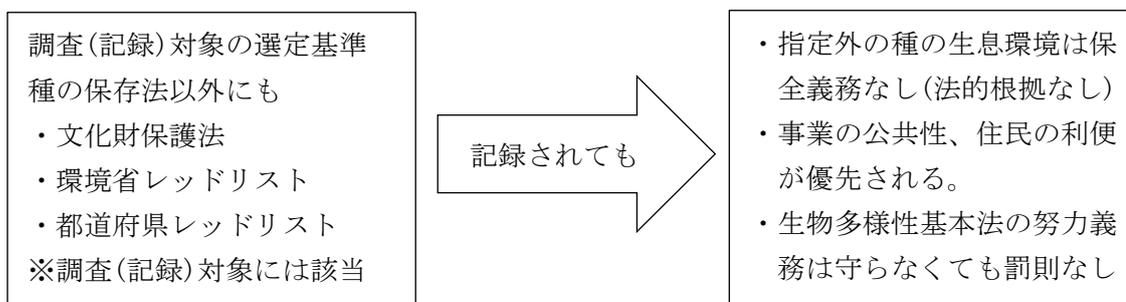
日本オオタカネットワーク 今森達也

各地で各種事業に際して環境アセスメント調査が実施されているが、そのほとんどが事業アセスであるため、希少種との共存、環境保全との両立を図る調整を行っているのが現状である。

調査はすべての環境要素を対象とするわけではなく、重要と思われる環境要素を抽出して調査対象としており、生物に関しては環境の指標種として「猛禽類」が選定されることが多い。しかし、「環境保全の必要性」の根拠となる種は「天然記念物」や「種の保存法の希少種」に限られるのが現状であるため、指定解除による影響は非常に大きい。

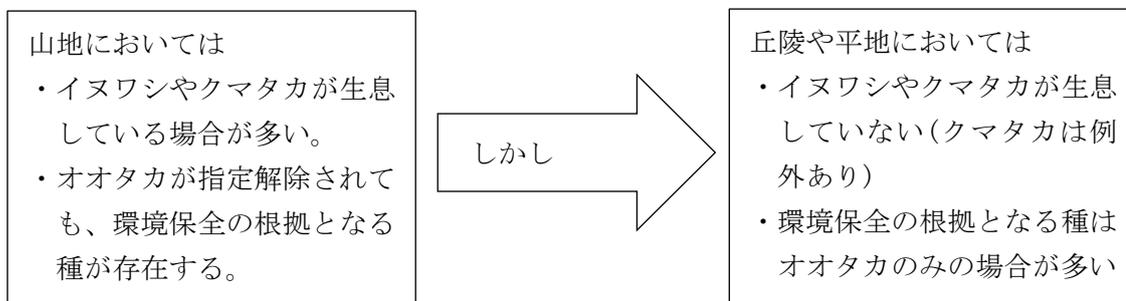
■「調査(記録)対象」が「保全・保護対象」になるとは限らない

種の保存法の指定を解除された場合、オオタカは調査(記録)対象にはなるが、その生息環境は保全対象として扱われなくなる。



- ・ミサゴ、ハチクマ、ハイタカ、サンバなどが記録されても、無視される場合が多い。
- ・検討委員会が設置され、かつ影響力がある有識者が関わっていて、事業者側に高い意識がある場合には、指定外の種についても保全対策が検討されることがある。

■丘陵、平地の雑木林などの環境を守ることができなくなる可能性が非常に高い

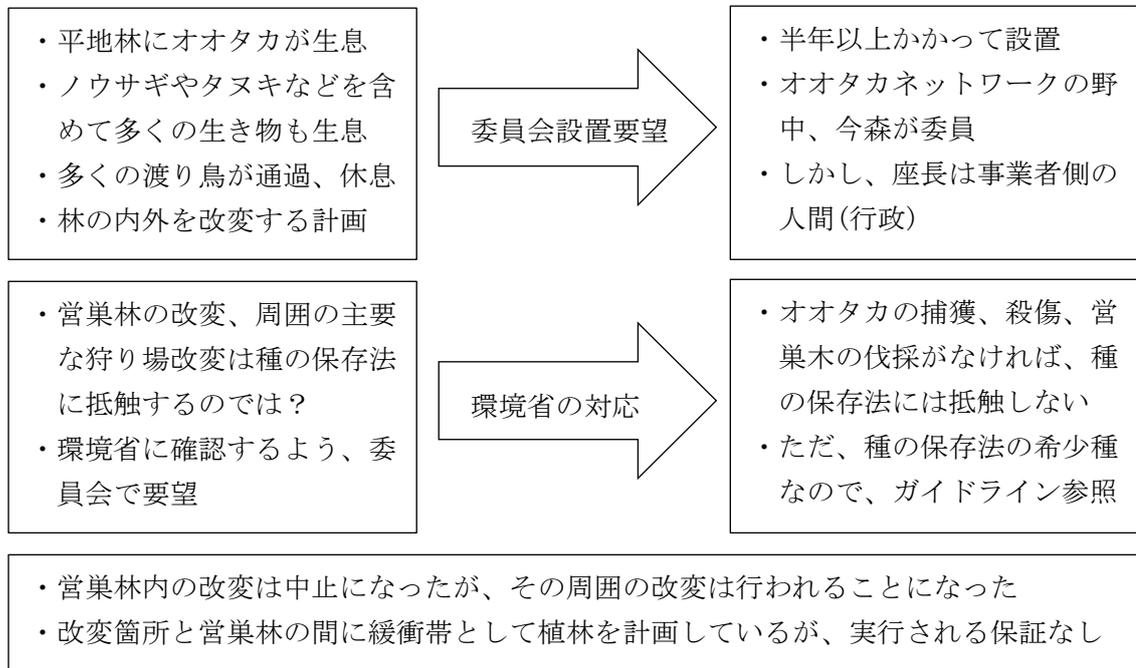


- ・オオタカ以外に環境保全の根拠にできる種がない丘陵や平地では、開発に歯止めをかける手段がなくなる。
- ・オオタカの存在が丘陵や平地の環境を守ってきたと言われるのは、こうした現状による。

■指定されている現状でさえも生息環境の保全は難しい

指定されていても十分に対応できず、営巣林を守るのが限界という場合が多い。狩り場を含めた生息環境全体の保全を検討することは難しい。

北陸地方での例



・計画を察知できず、委員会設置を要望できていなければ、ガイドラインが参照されることもなく、この地域の貴重な環境が失われていたと思われる。

■オオタカの指定を解除するのであれば、ほかの「守る方法」が必要

オオタカ自体の問題もあるが、オオタカの指定解除で各地域に残された貴重な環境を守ることができなくなるのであれば、事業アセスの意味がない。実質的に「やりたい放題」が可能になってしまう。

現状に対する適切な対応	問題点(副作用)	問題点(副作用)への対応
<p>医療</p> <ul style="list-style-type: none"> 症状に適した抗生物質を処方(クラリスなど) <p>環境アセス(環境保全)</p> <ul style="list-style-type: none"> オオタカの個体数増加により、希少種の指定を解除 	<p>医療</p> <ul style="list-style-type: none"> 胃腸炎、偽膜性大腸炎を起こす場合がある <p>環境アセス(環境保全)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の環境を損なう可能性がある 	<p>医療</p> <ul style="list-style-type: none"> 副作用を抑える薬を同時に処方(ビオフェルミンなど) <p>環境アセス(環境保全)</p> <ul style="list-style-type: none"> なにか必要では？ 現状では有効な手段なし

・環境省は、生物多様性基本法で生態系上位種やその生息環境を守る必要性を記している。
 ・問題点(副作用)に対応できないかぎり、指定解除を検討するべきではないのでは？

モニタリングと保全状況の評価システム

日本オオタカネットワーク 遠藤孝一

希少種の指定や解除、その前段であるレッドリストのランクの選定には、対象種の個体数やその変動を把握することが必要である。

生息地や個体数が限られた種については、実際の調査によってそれらを把握することはある程度可能であるが、オオタカのように広域に分布し、かつ生息数も比較的多い種については、その手法での把握は難しい。推定としては、個体数ではハビタットモデルを用いた手法が考えられるが、地域や環境によって環境選択性が異なることから、広域では同一のモデルを適用することはできない。変動の推定については、個体群存続性分析が有用だが、年齢別の生存率や繁殖率が明らかにされていない日本では、その適用は難しい。

このようなことから、オオタカの生息状況を定量的に評価する現実的な方法は、オオタカの主要な分布域である東日本に偏らないようにモニタリング区を数か所設定して、その中でのオオタカの営巣数と繁殖成績をモニタリングすることである。一方で、西日本についてはオオタカの生息密度が低いことから、モニタリング区の設定よりもアンケートなどの聞き取り調査の方が適切と考える。

仮にオオタカが、希少種の指定から外された場合は、上記のモニタリング調査を解除の直近および2回～3回目程度までのレッドリストの改定時期に合わせて行い、その結果を用いてリストのランクを検討し、もしも絶滅危惧Ⅱ類に相当した場合は、直ちに希少種に再指定し、保護を強化することが必要と考える。

なお併せて、より科学的な評価システム構築を目指して、広域で活用可能なハビタットモデルの開発や個体群存続性分析に利用可能な人口パラメーターの把握を、オオタカのみならず絶滅のおそれのある希少な種について進める必要があるだろう。

オオタカの国内希少野生動植物種（種の保存法）からの 指定解除の検討に関するパブリックコメントの結果概要

オオタカの国内希少野生動植物種（種の保存法）からの指定解除の検討について、広く国民からの意見を募集するため、平成 25 年 6 月 3 日（月）から平成 25 年 7 月 2 日（火）までの間、パブリックコメントを実施した。

意見提出のあった個人・団体数は 75、のべ意見数は 87 であった。その内訳は以下のとおりである。

1. 意見提出者の内訳

	メール	F A X	郵 送	合 計
個 人	4 8	1	2	5 1
団 体	2 1	3	0	2 4
計	6 9	4	2	7 5

2. 意見概要とのべ意見数

指定解除に賛成：5 件

指定解除に反対または

指定解除に向けた条件（追加すべき情報、法整備等）の提案：6 5 件

その他意見・質問等：5 件

提出された反対意見または指定解除に向けた条件の提案の多くは、以下に大別された。

- ① 指定解除の検討にあたっての個体数等の情報に関する意見。
- ② 指定解除の検討にあたっての生息地や生息環境の保全に関する意見。
- ③ 指定解除の検討にあたっての密猟や違法飼育、違法取引等への対策に関する意見。

3. 今後の検討方針、作業スケジュール（案）

大別された①～③の意見は、「希少野生動植物種保存基本方針」において「希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項」として示されたア～エの当該種の存続に支障を来す事情にそれぞれ対応する内容でもあることから、今後の検討を進めるに当たっては、それぞれの事情についての現状等の情報収集を行うとともに、収集した情報をもとに再度パブリックコメントによる意見募集を行う等、十分な合意形成を図ることとする。

①平成 25 年 5 月 15 日

中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会において、国内希少野生動植物種からの指定解除の検討を進める方針についてご検討いただく。

②6 月 3 日～7 月 2 日

パブリックコメントを実施し、検討を進めるにあたってのご意見を募集。

③7 月 17 日

中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会において、パブリックコメントの結果概要を報告。

④必要な情報の収集。

⑤中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会において報告。

⑥再度パブリックコメントを実施し、検討を進めるにあたってのご意見を募集。

⑦中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会において報告。

...

シンポジウム開催などによる意見交換、合意形成。

...

中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会に諮問し、ご審議いただく。

指定解除への賛成意見(5件)

(主な意見)

- ・鷹狩りのための捕獲・取引等が可能になると思われる。
- ・一つの種を過度に保護しすぎると生態系のバランスを崩す可能性がある。
- ・関東だけで相当数の生息が確認されたとのことで、絶滅のおそれはないと考えられ、指定解除は当然。

個体数等の情報に関する意見(54件)

指定解除の検討ための情報が不十分(49件)

全国的な生息状況(地域差)等の把握の必要性に関する意見(20件)

(主な意見)

- ・全国的な生息状況を把握してから指定種解除の議論を行うべき。
- ・オオタカの生息数の動向は、地域により大きな差があるのではないか。
- ・オオタカの「渡り」(広域移動)について、解明されているか。
- ・地域によっては個体数が減少しているが、その要因が明らかにされていない上、全国的な生息状況の把握も十分ではない。
- ・広域の平均的な個体数だけでなく、各地域での個体数の維持管理が必要。

個体数の増加理由の検証の必要性に関する意見(8件)

(主な意見)

- ・オオタカ生息個体数の増加理由と、指定解除後もそれが維持されるという判断根拠を、可能な限り定量的に示してほしい。
- ・詳細の実態調査を行い、増加の要因と今後の保障を科学的合理的に説明し、誰もが納得できるようにしてから、指定解除すべきである。
- ・増加の原因の調査が必要であり、調査の精度を上げ、他の機関でも調査して結果を対比した上で再検討する必要がある。
- ・個体数が増加要因を解析する必要があると考える。また、その際には地域ごとの特性についても考慮すべき。

将来予測の必要性に関する意見(8件)

(主な意見)

- ・指定解除することによる将来予測を行うべき。
- ・今後の動向について予測し、今後オオタカが著しく数を減らすことがない事を示すべき。
- ・現在までの個体数の推移、今後の個体数予測を明記が必要。
- ・全国的な生息状況と今後の動向について改めて予測・評価し、絶滅危惧種に逆戻りする可能性が低いことを示すべき。
- ・指定解除後の生息地破壊や密猟等により再びランクアップする可能性が低いことを示すべき。

指定解除に向けて示された情報に関する意見(13件)

(主な意見)

- ・公的機関による全国調査の結果に基づいて検討されるべき。公的機関が主導して、保護に関わっている人たちの不安を払拭して実施すべき。
- ・最近の生息数調査が生息環境モデルにおいてのデータのみであり、実際の生息数があいまい。
- ・根拠となるオオタカが急激に増えた理由とその検証方法が信頼に足るとは思えない。
- ・提示された文献には、過大推定の可能性が示唆されているため、今回の指定解除の根拠にはならない。
- ・現在の個体数が種の保存法から指定除外するほどの大きな個体数とは考えにくい。
- ・生息数の増減を理由に指定解除する事に反対。

モニタリングの体制整備、実施、情報公開必要性に関する意見(5件)

(主な意見)

- ・生息数予測には不確実性が伴うことから、指定解除後も最低限定期的なモニタリングと公表が必要。
- ・指定解除の前に、これまでの情報を集約し今後のモニタリング体制を構築すべき。
- ・生息状況モニタリングの実施体制、方法、およびモニタリング情報の公開については予め定める。

生息地や生息環境の保全に関する意見(41件)

開発へ配慮低下の懸念、生態系上位種として保護が継続される必要性に関する意見(26件)

- (主な意見)
- ・指定解除となれば、開発に当たってオオタカの生息についての配慮が減り、安易な開発を助長することが懸念される。
 - ・指定解除を検討するのであれば、局地的生態系の質の劣化を防止する別の方法を併せて考えるべき。
 - ・オオタカに関わる開発計画の件数や保全措置内容を分析し、指定解除が生息地保全に対してどのように影響を与えるか、検討するべき。
 - ・多くの都道府県のレッドリストではオオタカは絶滅危惧種とされており、生態系の多様性の保全という面からもオオタカ保護の重要性は変わらない。
 - ・指定が解除され、希少性での評価種として取り上げられることがなくなることで負の影響が懸念される。
- ・新たに環境影響評価の技術指針を再編し、オオタカの位置づけのしななおすことが先決。
- ・国内希少種の解除にあたっては、環境アセスメントの実施において、オオタカが地域環境の保全に果たしてきた役割を評価し、オオタカが生息している場合には注目種として指定されることと、注目種そのものの保全義務をより明確にし、地域環境保全のアンブレラ種として機能することが確保されるべき。
- ・指定解除にあたっては、環境影響評価制度の中における生態系上位種の位置づけとその保全義務、具体的な配慮事項について、明確化する必要がある。
- ・指定の解除の際には「猛禽類保護進め方」を環境影響評価の制度の中で位置づけを明確にすると共に、生態系の指標としての猛禽類の扱いを明確にすべきである。
- ・引き続き「猛禽類保護の進め方」に基づいてオオタカの保護を図る必要性があることを社会に強く周知することが必要である。

生息地の減少や生息環境が悪化している。不安定である。(12件)

- (主な意見)
- ・オオタカの主な営巣地は防風林や屋敷林など人為的な影響を受け易い環境であるため、簡単に消失する可能性があり安定した生息地とは言えない。
 - ・開発等によりオオタカの生息地が十分に保全されておらず、生息条件は改善されていない。
 - ・化学物質(農薬等)や放射性物質により影響が懸念される。

その他(3件)

- (主な意見)
- ・オオタカの「種」だけを保存するのではなく、それらの「生息地となる環境」を保全していくことが重要である。
 - ・相対的にカラスをはじめとして、主要な餌生物であるムクドリ、ヒヨドリ、キジバトが増加し、今後の農作物の被害等の拡大が懸念される。
 - ・個体数による判断に専ら基づく指定解除は危険である。生息地の状況に関する評価をも加味するべきである。

密猟や違法飼育、違法取引等への対策に関する意見(34件)

違法捕獲、違法取引等への懸念等に関する意見(31件)

違法捕獲等に関する意見(18件)

- (主な意見)
- ・いまだに密猟や違法飼育等の事例が数多く見られる。
 - ・指定解除により過剰捕獲がおそれられる。
 - ・指定解除に先立って、個体(生死は問わない)・器官・加工品を陳列・販売の禁止を継続する新たな制度が必要。
 - ・指定解除に当たっては、密猟防止に特に留意するとともに、猛禽類の輸入を含めた流通及び飼育並びに鷹狩等の利用等の全般に関し、管理を強化が必要。
 - ・指定解除にあたっては、同時に鳥獣保護法の改正が必要。鳥獣保護法では密猟の抑止効果、剥製の譲渡、輸入についての規制が不十分。

鷹狩に関する意見(13件)

- (主な意見)
- ・指定解除をすれば今以上に不特定多数の者が鷹を売買し、鷹狩りや鷹カフェなども急増するはず。鷹狩りを取り締まる事に力を入れて欲しい。
 - ・一部の鷹匠やブリーダーによる密猟の噂は絶えることがなく、法の規制を逃れるために人工的な交雑個体を生み出したりされており、規制が必要。
 - ・鷹狩のための調教は過酷なもので、動物福祉の観点からも容認できるものではない。

<p>その他(3件)</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違法捕獲等の現状や、輸入個体の飼育状況などを分析し、指定解除後の個体保護状況の変化の有無を検証すべき。 ・都市近郊の平地林に生息するオオタカにとっての一番の脅威は、開発ではなく、倫理を無視したカメラマン。 ・単に生息数の増減だけで指定種解除の議論を進めず、オオタカを取り巻く特殊な社会状況を踏まえた議論を行うべき。

上記以外の意見・質問等(51件)

<p>国内希少種の指定、解除、再指定の基準及び手順に関する意見(23件)</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種の保存法の指定基準、解除基準を明示すべき。 ・希少種の選定や解除を推進するため仕組みや体制について検討すべき。 ・万一、再び絶滅のおそれが危惧される生息状況になった場合における再指定の進め方について明らかにしておくべき。 ・レッドリストのランク外になった時点で解除について検討すべき。 ・種の保存法上、準絶滅危惧種を指定してはならないとの定めはなく、種の保存法の指定対象を狭める運用は改めるべき。 ・指定と解除の判断期間は、生物の調査結果に伴う不確実性を考慮すると、解除を長期とすべき
--

<p>レッドリストでの評価に関する意見(4件)</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レッドリストのランク検討は、国内希少種として指定されている状況下での現況による評価である。国内希少種が解除されると、法的な保護措置が大きく変わるので、その影響について分析・評価を行う必要がある。 ・環境省第4次レッドリストにおいて絶滅危惧種(絶滅危惧IA類、IB類、II類)に選定されなかったことの原因が不明瞭である。 ・レッドリストや検討会委員に選ばれた一部の専門家の意見だけで結論を出さず、他の学識者の意見を元に再検討できるしくみをつくるべき。

<p>他の種の選定に関する意見(3件)</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発問題で生息地が危機に直面しているチュウヒやサシバなどの希少な猛禽類の指定がとくに急がれる。 ・オオタカと同様の環境に生息する他の絶滅危惧種の追加指定を合わせて検討すべき。

<p>その他の意見・質問等(21件)</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オオタカ指定解除の検討は、「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略の策定」および「種の保存法の抜本的見直し」を経た後に行なうべき。 ・オオタカのみを近視眼的に考えるのではなく、生態系全体のなかで考えることが重要。 ・過去の問題だけでなく、現在問題となっている環境問題との関係性を常に考えながら多面的な視点をもって論じられるべき。 ・まずはオオタカを取り巻く数々の問題を整理すべき。 ・必要に応じて、都道府県条例の指定による指定を促進すべき。 ・パブリックコメントの期間、周知が不足している。 ・生態系の頂点という最も保護されるべき種は、保護しすぎるということはないのではないか。 ・オオタカを保全していくための中長期的なマスタープランの策定が必要。 ・指定解除はどういう団体から出されたのか明らかにすること。 ・環境省レッドリストの準絶滅危惧種は、絶滅危惧種ではなく、普通種に含まれるという判断でよいのか？ ・指定が解除された場合、事業に伴う環境影響評価などで、オオタカは「希少」な生物ではなく、「普通種」として扱ってよいのか？ ・指定解除の場合、「猛禽類保護の進め方」が示す2営業期調査をせず、これまでの知見、専門家意見などから保全の必要性、保全策を検討してよいのか？ ・自然環境の保全を目的する省が、なぜ、指定解除を検討し保全レベルを下げようとしているのか疑問。 ・意見を一方的に聞くだけでなく、保護団体などとの意見交換の場を設定してほしい。
--

オオタカ保護活動を振り返る

遠藤孝一（日本オオタカネットワーク）

私が、オオタカ保護にかかわったのは 1981 年。この年に始まった栃木県北部の那須野ヶ原でのオオタカの密猟防止活動に参加したのが、きっかけである。はからずも、私はその後ずっとオオタカ保護にかかわってきた。以下に、私の所属する日本オオタカネットワークおよびその前身のオオタカ保護ネットワークの活動を中心に、日本鳥学会や鳥学会員との係わりにも触れながら、日本のオオタカ保護活動を振り返る。

那須野ヶ原は、アカマツ林と牧草地在りモザイク状に存在する広大な扇状地で、オオタカなどの森林性の猛禽類にとっては絶好の生息地となっていた。ところが、1970 年代後半から、複数のオオタカの巣において、雛が密猟されるようになった。

日本野鳥の会栃木県支部は、栃木県や栃木県警に対して、密猟の取締りや捜査を依頼したが、それらの機関は積極的に動こうとはしなかった。そこで 1981 年、メンバーが交代で車やテントに寝泊りしながら、オオタカ 1 巣をふ化後間もなくから巣立ちまで約 1 ヶ月に渡って監視を行い、雛 3 羽を巣立たせることに成功した（遠藤 1989）。

ちょうど同じ頃、東京都と埼玉県の県境に位置する狭山丘陵でも、日本野鳥の会東京支部の有志によって密猟監視活動が始まった（オオタカ密猟対策協議会 1984）。

これらの密猟監視活動はマスコミにも大きく取り上げられたことから、猛禽類の密猟問題への関心が高まり、1983 年 10 月、オオタカ、クマタカ、ハヤブサなど 6 種（亜種）の猛禽類が、飼養や譲渡、輸出入に関して厳しく制限される「特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律」の「特殊鳥類」に指定された。これによって、密猟・違法飼育対策は一歩前進した。

さらにその後、1992 年には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（以下、「種の保存法」）が制定され、違法な捕獲や飼育に対する罰則が強化された。このような法律の整備、行政や警察による取締りの強化、保護団体による普及啓発活動やパトロールの実施などによって、現在では、1970～80 年代と比較すると、猛禽類の

密猟はかなり沈静化した。

一方で、1980 年代後半になると、バブル経済に後押しされ、オオタカの主要な生息地である里山では、ゴルフ場をはじめとして様々な開発が急増した（遠藤 1994）。開発に対するオオタカの保護活動が始まったのが、このころからである。

この活動の原動力になったのは、オオタカ保護ネットワークである（オオタカ保護ネットワークは、1995 年に全国的な活動を行う日本オオタカネットワークと那須野ヶ原を中心に地域活動を行うオオタカ保護基金に分離され、現在に至っている）。同ネットワークは、1989 年に日本野鳥の会栃木県支部を母体に、全国のオオタカ保護活動の支援者、各地でオオタカの保護活動を行っている保護活動家や研究者によって設立された。1990 年には第 1 回オオタカ保護シンポジウムが、東京・立教大学で開催され、その後同シンポジウムは、関東を中心に各地で 13 回開催され、オオタカ保護に関わる人々の情報交換や研究発表の場となった。なお、同シンポジウムは、ほぼ毎回日本鳥学会の後援を受けて開催されている。

さて、話しをオオタカの生息環境の保全に戻すと、1980 年代の後半の時点では、オオタカの生息環境の保全に関する仕組みや法律は不十分なものであった。しかしその後、1992 年に「種の保存法」が制定され、その中で「国内希少野生動植物種」（以後、「国内希少種」）の生息地について、土地所有者の保護義務、環境庁長官の土地所有者に対する助言指導、生息地等保護区の指定が明記された。そこで、オオタカ保護ネットワークでは、1992 年の 8 月に栃木県西那須野町で開催された第 3 回オオタカ保護シンポジウムの中で、オオタカなど「特殊鳥類」を種の保存法の「国内希少種」に指定すべきという決議文を採択し、環境庁に対して要望を行った。その後、「特殊鳥類」は「種の保存法」の「国内希少種」に指定され、生息地保全の法的な裏づけがなされた。

しかし、法律はでき、「国内希少種」に指定されたものの、生息地等保護区が指定されることもなく、また具体的な保全手法も明記されていないことから、猛禽類と開発計画とのトラブルが相次ぎ、社会問題化した（遠藤 1994）。そこで環境庁では、

1994 年に野生生物保護対策検討会のもとに猛禽類保護方策分科会を設置し、開発計画との摩擦の大きいイヌワシ、クマタカ、オオタカの 3 種について、保全策の検討を行った。分科会のメンバーは、いずれも鳥学会員である由井正敏（座長）、上馬康生、柳沢紀夫、遠藤の 4 名であった。その成果が 1996 年に発行された「猛禽類保護の進め方（特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて）」（環境

庁自然保護局野生生物課 1996）である。その中

で、上記 3 種について、開発行為に際しての保全策が示された。これは法律ではないが、その後の猛禽類の保全はこの指針を基に実施されるようになる。

このような法律の整備や保護指針の策定によって、現在では、開発にかかわるオオタカの生息環境の保全については、一定の配慮が見られるようになった（鈴木 2007）。

最後になったが、研究による知見の集積といった学会本来の貢献も見逃すことはできない。特に 2000 年以降、鳥学会員によるオオタカの研究が盛んになり、生息状況（Kawakami& Higuchi 2003, 内田ら 2007）、形態（茂田ら 2007）、営巣環境（鈴木 1999, 堀江ら 2006, 植田ら 2006）、幼鳥の行動（植田ら 2006）、渡り（Kudo 2008）、行動圏や環境選択（堀江ら 2007, 堀江ら 2008）、景観レベルの環境選択（Kudo *et al.* 2005, 松江ら 2006, 尾崎ら 2008）、遺伝的多様性（Asai *et al.* 2008, Takaki *et al.* 2008）、保全（山家ら 2003, 尾崎ら 2007）など様々な研究が、日本鳥学会誌や *Orni-thological Science* 誌も含む国内外の研究誌に発表されるようになった。これらの研究成果が、今後のオオタカ保護に活用されることが期待される。